

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月27日
【会社名】	株式会社KeyHolder (旧会社名 アドアーズ株式会社)
【英訳名】	KeyHolder, Inc. (旧英訳名 ADORES, Inc.) (注)2017年6月27日開催の第50回定時株主総会の決議により、 2017年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 明珍 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(5843)8800
【事務連絡者氏名】	取締役 金谷 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(5843)8805
【事務連絡者氏名】	取締役 金谷 晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 32,029,400円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 4,035,704,400円 (注)1.本募集は2018年6月18日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。 (注)2.新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年6月18日付けをもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2018年6月27日に有価証券報告書(第51期(自2017年4月1日至2018年3月31日))及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書を組込情報とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、2018年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が決議されましたので、2018年6月18日付けで提出した有価証券届出書の添付書類である定款について、当該添付書類を差し替えるために、変更後の定款を添付いたします。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出について
3. 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

(添付書類の差替え)

2018年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部が決議されたことに伴い、有価証券届出書に添付していた「定款」を差し替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫線で示してあります。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第50期)及び四半期報告書(第51期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2018年6月18日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第51期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年6月27日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の第50期有価証券報告書の提出日(2017年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2018年6月18日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2017年6月28日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

平成29年6月27日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに対する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額139,233,440円

(3) 効力発生日

平成29年6月28日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、平成29年10月1日(予定)を効力発生日として、当社の不動産事業(不動産アセット部門)、店舗サプリーズ事業及び管理部門以外の全ての事業に関する権利義務のうち、本件吸収分割に係る吸収分割契約に定めるものを当社から100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社(平成29年10月1日をもって「アドアーズ株式会社」に商号変更予定。)へ吸収分割の方法により承継するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社は、平成29年10月1日をもって持株会社体制に移行する予定であり、これに伴い、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の一部を変更し、併せて、平成29年10月1日に効力が発生する旨の附則を設けるもの。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、藤澤信義、明珍徹、上原聖司、金谷晃、大出悠史、橋本光代、鷺尾誠を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、黒田一紀を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	143,861	2,513	0	(注)1	可決(98.24%)
第2号議案 吸収分割契約承認の件	143,818	2,591	0	(注)2	可決(98.21%)
第3号議案 定款一部変更の件	143,955	2,454	0	(注)2	可決(98.31%)
第4号議案 取締役7名選任の件					
藤澤 信義	139,243	7,166	0		可決(95.09%)
明珍 徹	139,128	7,281	0		可決(95.01%)
上原 聖司	139,084	7,325	0	(注)3	可決(94.98%)
金谷 晃	139,093	7,316	0		可決(94.99%)
大出 悠史	139,053	7,356	0		可決(94.96%)
橋本 光代	139,128	7,281	0		可決(95.01%)
鷺尾 誠	139,119	7,290	0		可決(95.00%)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
黒田 一紀	139,379	7,030	0		可決(95.18%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2018年1月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年1月23日開催の当社取締役会において、アドアーズ株式会社(以下、「アドアーズ」といいます。)の全株式を、株式会社ワイドレジャー(以下、「ワイドレジャー」といいます。)に譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。これに伴い、特定子会社の異動並びに当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : アドアーズ株式会社

住所 : 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

代表者の氏名 : 代表取締役社長 明珍 徹

資本金 : 100百万円(平成29年12月31日現在)

事業の内容 : 総合エンターテインメント事業、その他の事業(外貨両替所事業)

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 2,000個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%

異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 平成30年3月26日付けでアドアーズの全株式をワイドレジャーに譲渡することにより、当社の子会社でなくなるためであります。

異動の年月日 : 平成30年3月26日(予定)

2. 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告)

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年1月23日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成30年1月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるアドアーズの全株式をワイドレジャーに譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。なお、株式譲渡日は、平成30年3月26日を予定しております。

当該株式譲渡につきましては、会社法第467条に基づき、株主総会において特別決議が承認可決されることを条件としております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の個別業績において1,120百万円、連結業績において1,211百万円の関係会社株式売却益(特別利益)をそれぞれ計上する見込みであります。

(2018年1月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年1月26日の当社取締役会において、保有不動産を譲渡することを決議し、売買契約を締結いたしました。これに伴い、当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年1月26日(みなし取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

平成30年1月26日の当社取締役会において、保有不動産を譲渡することを決議し、売買契約を締結いたしました。

なお、物件の引渡しは、平成30年3月を予定しております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の個別業績及び連結業績において、営業利益に340百万円(概算値)を計上する見込みであります。

(2018年2月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2018年2月27日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年2月27日

(2) 当該決議事項の内容

議案 子会社株式譲渡契約承認の件

会社法第467条に従い、当社の完全子会社であるアドアーズ株式会社の全株式を株式会社ワイドレジャーに譲渡することについて株式会社ワイドレジャーとの間で2018年1月23日付で締結した株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
子会社株式譲渡契約承認の件	1,063,643	14,813	0	(注)	可決(76.40%)

(注) 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の第51期有価証券報告書の提出日(2018年6月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年6月27日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2018年6月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2018年6月26日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに対する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額139,233,256円

(3) 効力発生日

2018年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は連結計算書類作成会社であるため、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)につき所要の変更を行ったものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、明珍徹、金谷晃、大出悠史、藤澤信義、楠本利徳、鷺尾誠の6氏を選任するものであります。

なお、鷺尾誠氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役として、松森洋隆氏を選任するものであります。

第5号議案 停止条件付き取締役1名選任の件

取締役として、畑地茂氏を選任するものであります。

なお、同氏の就任予定日は2018年7月1日となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	1,020,058	2,897	1	(注) 1	可決 (99.71%)
第2号議案 定款一部変更の件	1,020,086	2,869	1	(注) 2	可決 (99.71%)
第3号議案 取締役6名選任の件					
明珍 徹	1,013,834	9,001	1	(注) 3	可決 (99.10%)
金谷 晃	1,014,133	8,702	1		可決 (99.13%)
大出 悠史	1,014,131	8,704	1		可決 (99.13%)
藤澤 信義	1,013,905	8,930	1		可決 (99.11%)
楠本 利徳	1,014,342	8,493	1		可決 (99.15%)
鷲尾 誠	1,014,185	8,650	1		可決 (99.14%)
第4号議案 監査役1名選任の件					
松森 洋隆	1,019,501	3,424	1	(注) 3	可決 (99.66%)
第5号議案 停止条件付き取締役1名選任の件					
畑地 茂	1,013,942	8,933	51	(注) 3	可決 (99.11%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

3. 最近の業績の概要について

(訂正前)

<省略>

(訂正後)

「3. 最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	2017年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自 2017年10月1日 至 2017年12月31日	2018年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

株式会社KeyHolder

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 陶 江 徹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸 田 力 也 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社KeyHolder(旧会社名 アドアーズ株式会社)の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KeyHolder(旧会社名 アドアーズ株式会社)及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月9日開催の取締役会において、株式会社BIGFACEが運営する「テレビ番組制作事業」の譲受に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書を締結した。
また、平成30年5月24日開催の取締役会において、会社の100%子会社である株式会社Key Productionが、株式会社BIGFACEが運営する「テレビ番組制作事業」を、会社分割(吸収分割)の方法により承継する吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結した。
- 2 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことにつき決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社KeyHolder(旧会社名 アドアーズ株式会社)の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社KeyHolder(旧会社名 アドアーズ株式会社)が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月26日

株式会社KeyHolder

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陶 江 徹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 丸 田 力 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社KeyHolder(旧会社名 アドアーズ株式会社)の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KeyHolder(旧会社名 アドアーズ株式会社)の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことにつき決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。